

⑤ 円滑な基準策定に向けた第三者機関の活用

1. 「検討会取りまとめ」等における方向性

- 米国では個別製品ごとに届出者に限定して使用可能とする食品接触物質の上市前届出制度（FCN）の仕組みがあるが、こうした仕組みについてどのように考えるかについても整理が必要
- 一定溶出量未満であるなど低リスクの物質について、国が定めた評価基準に従い、第三者機関による安全性の確認により、使用可能とすることができる仕組みを検討（平成 29 年 6 月 26 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会）

2. 本検討会における当面の検討事項

- FCN 制度は、新規添加剤の迅速な承認等を目的に創設された制度であり、事前相談の時間を除き申請後 120 日で承認する仕組みとなっている。現在、日本には事前相談を行う機関は存在しない状況下にあることを踏まえたポジティブリストへの登録事務を円滑に行うための方策について
- 特に、ポジティブリストへの新規登録に当たっては内閣府食品安全委員会のリスク評価が必要である。リスク評価に必要なデータパッケージの準備及びその点検は、円滑な登録事務の実施に不可欠であることから、厚生労働省が本来行う登録申請に関する相談及び登録申請資料の点検等の事務を第三者機関が代行することについて

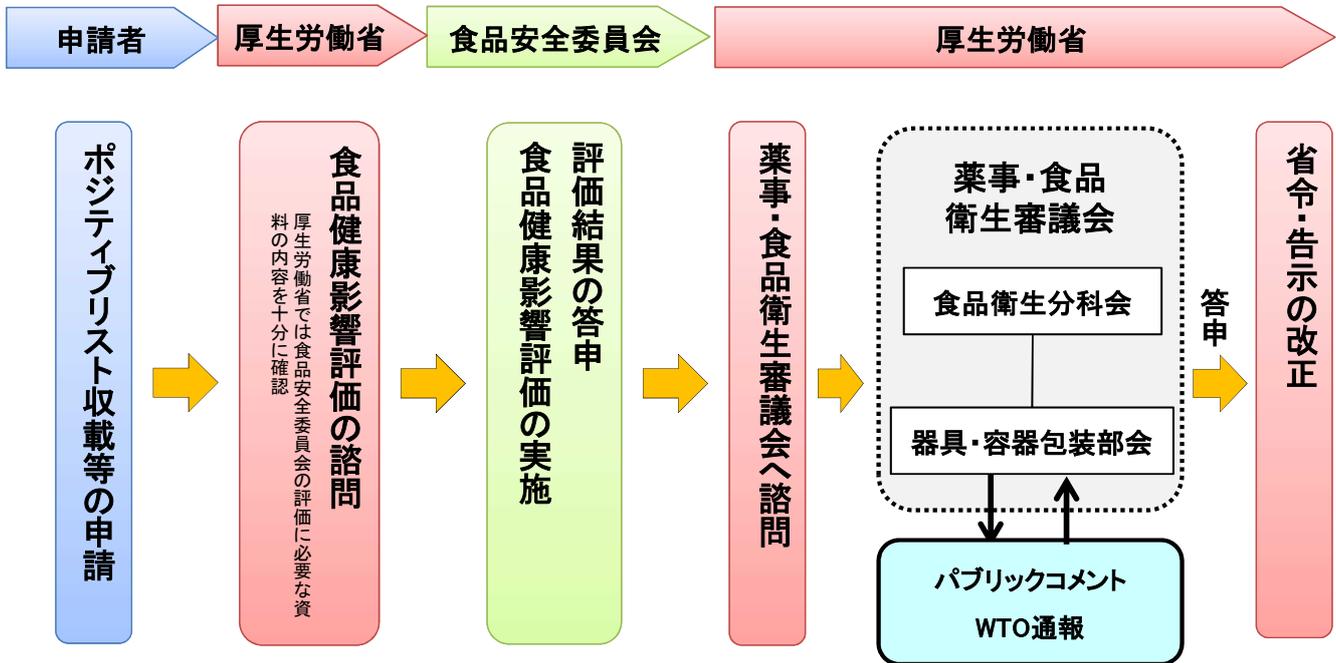
3. 本検討会において引き続き検討する事項

- 登録申請に関する相談及び登録申請資料の点検等の事務を行う機関に求められる機能・要件の検討

リスク評価とリスク管理の流れ (第三者機関を活用しない場合)

資料3-5 (参考)

厚生労働省は食品添加物や残留農薬等において、内閣府食品安全委員会に食品健康影響評価を諮問している。その評価結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会の審議を経て食品添加物の指定や残留基準の設定等を実施している。器具・容器包装においても、ポジティブリスト制度の導入によって、同様の手続きがポジティブリストへの収載等のために必要となる見込み。



食品用器具・容器包装: 材質及び添加剤のポジティブリスト収載について (第三者機関活用イメージ素案)

